

とされていたが、押印のみで記名のない裏書が60%から80%にまで達していた。これは、わが国の株式が著しく細分化されており、取引量がぼう大にのぼることと、記名の実質的意義がうすれていたことに起因すると考えられる。更に、昭和25年の商法改正によって、裏書に用いる印鑑が偽造であるときも、善意取得を妨げないとされたことは、裏書の株主保護機能を弱めたという事情もある。

そこで、改正法は、株式の流通を円滑にするため、記名株式を譲渡するには、株券の交付をもって足りるとし、裏書又は譲渡證書の添附を要しないこととした。あわせて、株主の静的安全の保護を図るため、株主は、定款に別段の定めがない限り、会社に対して株券の所持を欲しない旨を申し出ることができるものとし、会社は、この申出があったときは、株券を発行しないこととするか株券を銀行または信託会社に寄託しなければならないこととした。

4 議決権の不統一行使 株主が2個以上の議決権を有する場合において、これを不統一行使することの可否については、解釈上争いがあったが、近時、株式の投資信託、管理信託、A. D. R. 振替決済等株式によって経済的な利益を受ける者と法律上の株主とが分かれ、議決権の不統一行使を必要とする事例が多くなってきたため、その可否を明らかにする必要が生じた。そこで、改正法はあらかじめ通知をすることを要件として、議決権の不統一行使を原則として可能としたが、株主総会の円滑な運営のため、他人の計算において株式を有することを理由とする場合のほかは、会社は、議決権の不統一行使を拒むことができるとした。

5 新株発行の手続 新株の発行については、昭和23年頃から、買取引受が行なわれていたが、昭和37年12月17日横浜地方裁判所は、買取引受は、証券業者に新株引受権を与えるものであるから、商法280条ノ2第2項の規定により、株主総会の特別決議を経ることを要するとし、同趣旨の判決が相次いで、経済界に衝撃を与えた。買取引受は、実質上は間接募集の一形態であるが、株主は、原則として新株引受権を

有しないことを前提とする限り、株主の保護の面から考慮すべきことは、新株引受権を株主以外の者に与えることではなく、不公正な発行価額をもって株主以外の者に新株を発行することを防止することにある。そこで、改正法は株主以外の者に特に有利な価額で発行する場合には株主総会の特別決議を要するが、その他の場合には、株主以外の者に新株引受権を与えると否とを問わず、株主総会の特別決議を要しないものとし、あわせて、株主の新株発行差止請求権の実効をあげて、株主を保護するため、新株発行前には、原則として、新株発行に関する事項を公告し、又は株主に通知すべきものとした。

6 新株引受権の譲渡 わが国では、株主に新株引受権を与えて額面で新株を発行する事例が多いが、この場合には、株主は新株の払込資金を調達する必要にせまられる。そこで、株主保護のために新株引受権の譲渡を認めることが要求されるが、更に米国在住の株主に対しては、米国の証券法の規定によって、証券取引委員会に登録しなければ新株の申込の勧誘をすることができず、そのため外国株主には新株引受権の譲渡が認められているが、新株引受権市場が存在しないため、その譲渡が円滑に行なわれなかった。そこで、改正法は、新株引受権を新株引受権証書によって譲渡できる途を開いた。

7 転換社債の転換請求期間 転換社債については、株主名簿閉鎖期間内は転換請求をすることができなかつたが、これでは転換社債権者にとって不利であり、ひいては、転換社債の募集にも支障があるので、改正法は、同期間内も転換請求をすることができるものとした。

(法務省民事局第4課長 味村 治)

14 地震保険法

349号 解説「地震保険の歴」

世界的に有名な地震国であるわが国にとっ

て、地震を担保する普遍的な保険制度創設の必要性が叫ばれてより久しいが、基本的に地震そのものの有する特異性、すなわち時としてその損害額が異常巨大なものとなること及びその発生や損害の程度が把握し難いこと等により、容易に実現されるに至らなかった。

しかしながら、これら種々の困難を克服して、昭和41年6月1日より地震保険制度を発足せしめることができたのは、損保業界の熱意と国の協力及びわが国地震学の数十年に及ぶ研究の成果があったからであり、この意味において昭和41年6月1日は、わが国損害保険事業の歴史に新たな1頁を書き加えるべき日であるといっても過言ではないであろう。

1 法律の成立に至る経緯 昭和39年6月の新潟地震に際して、いわゆる地震免責約款（地震又は噴火による火災その他の損害について保険会社の責任を免除している規定。これはわが国に火災保険約款ができて以来存在していた。）が改めて論議的となったが、衆議院においても、「わが国のような地震国において地震に伴う火災損害について保険金支払ができないのは問題である。」とし、「速やかに地震保険等の制度確立を根本的に検討」すべき旨の決議を行なった。このような背景のもとに大蔵大臣は、同年7月保険審議会に対して「地震保険制度の具体的方策」を諮問したが、一方、損保業界においてもこれについて研究を進めており、基礎資料の検討をほぼ終わっていたため、審議会はそれらについて10数回に亘り審議を重ねた結果、40年4月答申を行ない、これを基礎として「地震保険に関する法律案」及び「地震再保険特別会計法案」が第51回通常国会に提案され、審議成立のうえ、これら2法は、ともに昭和41年5月18日公布施行されるに至ったものである。

2 地震保険成立の諸条件 地震保険を担保する保険としては、昭和31年から火災保険の拡張担保特約という形式で存在はしていたが、これは極めて限られた範囲のものであり、一般の家計物件を対象としたものではなく、工場物件を主体に運用されてきた。今次大戦末期の戦時特殊損害保険法の特例を除き、普遍的な地震

保険が実現しなかった最大の理由は、その損害が異常巨大となることにあることは前述したところである。例えば、昭和39年度に関東大震災程度程度の地震が再来し、火災保険が付されている普通物件に地震免責約款がなかったとすれば、その保険金の支払は約2兆円になるが、一方、同年度期首の損保会社の総資産は約3700億円に過ぎず、損保会社の資力に対して、その被害がいかに巨大であるか明らかであろう。しかしながら、これと同じ推算を過去97年間の破壊的地震72回について行なうと、総額で2兆4000億円となり、関東震災が2兆円、濃美地震が2000億円、次に100億円以上が4回で、残りの66回は全て100億円未満となっている。このことは一定損害額以上の大地震については国が何らかの形で援助し、保険金の支払に一定の制約を付する等の措置を講ずれば地震保険も民間会社の事業として必ずしも不可能でないことを示唆している。

しかし、同時に保険設計に当たっては、危険度の高いもののみが加入するといった、いわゆる逆選択を防止しなければ、また契約高の普及状況が予測可能でなければ支払保険金を推算し、適正な保険料を算出することは不可能である。かくて、(1) 企業ベースをこえた長期間で収支を考える国が関与すること。(2) 国にも保険会社にも支払能力に限度があるから支払保険金が過大とならないようにすること。(3) 逆選択を防止し、保険収支の推算が可能となるような方途を講ずること。以上がその成立のための必要な条件とされた。

3 法律の概要

(1) 保険の目的、事故及び填補される損害

保険の目的物件は住宅（併用住宅を含む。）及び生活用動産に限られる。これは、国民生活の安定に寄与するのが、本制度発足の趣旨であると同時に、広く企業物件をも含めると支払保険金が過大となるので、現在は見送らざるを得なかったものである。事故の原因は地震・噴火及び津波であり、保険事故はそれらを直接又は間接の原因とする火災・損壊・埋没又は流失による全損（経済的全損を含む。）のみである。分損をてん補しない理由の1つは損害の過大集積を排除す

ることにあるが、更にその査定が技術的に困難であるとともに広範囲かつ多数の物件の分損査定には非常な日時と費用を伴い、この保険の特性上、できるだけ低くすべき保険料を高いものとするからである。

(2) 契約方式と保険金額の制限 この保険は任意独立の保険とせず、特定の家計保険（住宅総合保険及び店舗総合保険）の契約締結と同時に自動的に契約されることとした。これは家計保険の分野には普通火災保険と総合保険（火災の他に落雷等10種の危険を担保する保険）があり、次第に後者のウェイトが増しつつあり、かつオールリスク担保を目標とする性格にかんがみ、これを自動附帯することとした。これにより前記2の(3)の条件をみたすことができる。

なお、保険金額に制限を付し、建物・家財とも主契約たる総合保険契約の30%相当額で、政令で定める金額（建物については90万円、動産については60万円）を限度とした。この限度額は必ずしも満足すべきものではないが、前記2の(2)の条件をみたすことと、保険料をなるべく低くし、しかも保険金が損害復旧に相当寄与すること等を総合勘案した結果である。

(3) 政府の再保険と保険金の削減 国が関与する方法としては、国営方式或いは国家補償方式も考えられる。しかし、最終的には、民間会社の営業組織と経験を活用することとし、国は特別会計を設けて、再保険制度を採用することとした。即ち、損保会社はその引き受けた地震保険をプールして共同計算するために地震再保険会社を設立し、政府はこの会社を相手方としていわゆる超過損害額再保険契約を締結することとしている。その契約の内容は、1回の地震等によって支払われるべき金額が100億円以下の場合には全額保険会社が負担し、100億円をこえ500億円までは政府と保険会社が、2分の1ずつ負担し、500億円をこえる部分については全額政府が負担するシステムである。この結果、41年度において民間保険会社の負担額は300億円であり、一方、政府が1回の地震等により支払うべき再保険金総額は毎年度国会の議決を経た金額——昭和41年度特別会計予算総則で2700

億円——の範囲内とされているから、民間及び政府の負担限度額の合計は3000億円となる（これは42年度予算においても同額である）。この支払総額はこの保険の普及の程度如何によって異なってくるので、将来修正を要することとなる。

ところで超異常な大地震が発生し、支払保険金の総額が3000億円を越えることとなるような場合には、支払総額がこの合計額内におさまるように、個々の契約ごとの保険金を削減することとなる。国の負担にも限度がある以上やむをえないことであろう。

以上がこの制度の概要であるが、これらは真に地震等の災害に備えるためには、いまだ決して十分なものとはいえないことは否めない。国会における付帯決議でもとりあげられたとおり、分損担保等担保範囲の拡大と共に保険料率の引き下げ等逐次改善してゆくことが今後に残された課題であり、このためには、この保険の普及と元受民間保険会社の担保資力の増強が急務である。

（大蔵省銀行局保険部保険第二課長 磯辺律男）

15 産業再編成

349号「ジュリストの目」

39, 40年は不況に明け暮れたが、41年は不況脱出の手がかりをつかむのと入れ替わりに、資本取引自由化の声が急速に高まった。「資本戦争」の緊張感と危機意識の中で、産業体制整備の急務が叫ばれ、経団連に資本問題委員会が設置されたのをはじめ、同友会系の財界指導者20氏は産業問題研究会を結成し、42年早々には、通産省の産業構造審議会に自由化対策特別委員会が設けられ、新しい産業秩序形成に官民の力を結集する動きがみられた。

資本自由化を軸に進められる再編成の方向は、① 国際企業に太刀打ちできる規模の大型化、② 技術開発力の強化、であり、水平的な